

山形県商工業振

資金名	貸付対象者(融資を受けられる方) 県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者で以下の要件に該当する方
産業活性化支援資金	新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 技術力・生産性の向上を図るための設備投資を行う方 集客力を高めるための店舗整備を行う方 試験研究や新商品の開発を行う方
地域産業振興特別資金	①「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方 「やまがた地域産業応援基金」又は「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方 「農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金(食品製造業者等に対するもの)」を受けて事業を行う方 「新連携」、「地域資源活用事業」、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方 「中心市街地活性化基本計画」に掲げる事業を行う方 ②自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入する方 有機EL製品の生産設備を導入する方 再生可能エネルギー発電設備の生産設備を導入する方 「経営革新」の承認を受けて事業を行う方 新分野進出を行う方 事業の継続が困難な事業者から、事業用資産を取得し当該事業を継承しようとする方
開業支援資金	①県内で新たに中小企業者として開業する方 ②廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方
観光振興資金	①観光施設の整備を行う方 ②旅館・ホテルの改修を行う方
産業立地促進資金 (県外企業・大企業でも利用可能)	①県内の工業団地等に立地しようとする方 ②県内に大規模な立地を行う方、又は、県外企業(製造業又は山形県企業立地促進補助金を受けて物流関連施設を立地しようとする方に限る)で県内に新たに立地する方 ③県内工業団地等に立地している方又は②を利用して大規模に立地した方であって増設・増築を行う方
環境保全促進資金	産業廃棄物処理施設を整備する方
小規模企業資金	従業員20名以下(商業・サービス業は5名以下)の小規模企業 ①県特 … 原則として無担保 ②特別小口 … 無担保・無保証人 ③小口零細 … 保証付き融資残高が1,250万円以下の方(原則として無担保)
経営安定資金	①最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ②取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方
経営改善促進資金 (緊急対策H26.3.31まで)	貸付条件等の変更を行う際に策定した経営改善計画の実行に取り組む方
中小企業再生支援資金	①中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方
再生可能エネルギー 発電事業促進資金 (①は県外企業・大企業でも利用可能)	①再生可能エネルギーを活用した大規模な電力供給事業を行う方 ②中小規模の再生可能エネルギー発電設備を導入する方

限度額及び期間は上限を定めるものであり、ご希望どおりにならない場合があります。

【問合せ先】 山形県商工労働観光部中小企業振興課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL.023-630-2359(金融担当) FAX.023-630-2128

山形県商工業振興資金HP <http://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110013/17shikin.html>